

専任の宅地建物取引士の氏名の変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
免許(府庁)		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第4面)
		★ 氏名変更の記載がある戸籍抄本 発行後3か月以内のもの
取引士登録		様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (取引士登録のある各都道府県へご提出ください)
宅建協会 <u>○は必須</u>		○ 準会員B届出書(入会申込書・変更届・退会届)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		△ 会員カード返却 (正 A B)

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/sentori-shimei/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出してください。（知事免許の場合）
（変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。）

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp